

# 横浜市空家活用の専門相談員派遣事業実施要綱

制 定 令和3年4月1日 建住政第3905号

最近改正 令和5年4月1日 建住政第3569号

## (目的)

第1条 この要綱は、空家を「地域活性化に貢献する施設」へと活用するために、横浜市空家活用の専門相談員派遣事業を実施することについて必要な事項を定め、地域の活性化・まちの魅力向上に向けた空家の流通活用の促進を目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 空家

市内にある一戸建の住宅（兼用住宅を含む）であり、居住その他の使用がなされていないものをいう。ただし、建築基準法に違反しているもの、空家等対策の推進に関する特別措置法第二条第2項における特定空家等として本市から認定されているものを除く。

(2) 空家の所有者等

不動産登記簿等に所有者として登記、若しくは登録されている者、又はその者から改修及び賃貸等における権限の委任を受けている者をいう。

(3) 活動団体

市民（横浜市内に在住、在勤又は在学している者）で組織され、市民が自由に参加し継続的に活動を行う団体をいう。

(4) 専門家団体等

本市と空家等対策に関する協定を締結している団体をいう。

(5) 専門相談員

専門家団体等に所属し、本市の求めに応じて、空家の所有者等や活動団体に対し、助言等を行う者をいう。

## (対象者)

第3条 派遣事業の対象者は、空家を「地域活性化に貢献する施設」へ活用することを目的としている、次の各号に該当する者とする。

(1) 空家の所有者等

(2) 活動団体

2 前項第1号の対象者は、市税等を滞納していない者、及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者でなければならない。

3 第1項第2号の対象者は、市税等を滞納していない団体、及び暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でない団体でなければならない。

## (申請手続)

第4条 空家の所有者等又は活動団体は、専門相談員の派遣を受けようとする際に、あらかじめ申請内容等について市長と協議するものとする。

2 市長は、前項の協議に際し、専門家団体等の選定等について助言することができる。

3 空家の所有者等又は活動団体は、第1項の協議をふまえて、相談内容に該当する専門家団体等を選定するものとする。

4 第1項の協議を終えた空家の所有者等又は活動団体が、専門相談員の派遣を受けようとするときは、横浜市空家活用の専門相談員派遣利用申請書（第1号様式）を提出するものとする。

5 市長は、前項に定める書類の提出期限等を別に定めることができる。

## (申請の審査)

第5条 市長は、前条第4項の申請があった場合、速やかに内容を審査のうえ、専門家団体等と、派遣の可否及び内容の決定等について協議を行うものとする。

2 市長は、前項の協議をふまえて、派遣を決定するに当たり、必要と認められる場合は申請者に内容の修

正を求めることができる。

- 3 市長は、第1項の協議をふまえて、専門家団体等に対し、専門相談員の派遣を依頼するものとする。
- 4 市長が前項の依頼を専門家団体等に行ったときは、専門家団体等は、当該団体に属する専門相談員を派遣するものとする。
- 5 市長は、専門相談員を派遣することを決定したときは、横浜市空家活用の専門相談員派遣実施決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 6 市長は、専門相談員を派遣しないことを決定したときは、横浜市空家活用の専門相談員派遣不実施決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

#### （事業内容等）

- 第6条 前条により派遣された専門相談員は、本事業の趣旨を理解し、空家の所有者等又は活動団体に対し、自身の専門知識に基づき助言や資料の提供を行うものとする。
- 2 前項における専門相談員の派遣は、1つの申請につき1人の派遣を行う。ただし、専門家団体等が必要と認める場合にはこの限りでない。
  - 3 第1項における専門相談員の派遣は、予算の範囲内で、同一年度当たり原則3回までとし、派遣時間は1回につき3時間程度までとする。
  - 4 第1項における専門相談員の派遣する日時及び場所等は、申請者、専門相談員及び市長の協議により決定する。
  - 5 本事業の実施における専門相談員の派遣費用については、本市の負担とし、1回の派遣につき、29,524円に消費税等相当額を加えた額の謝金を、専門相談員へ支払うものとする。

#### （申請の変更）

- 第7条 申請者が、第5条第4項における横浜市空家活用の専門相談員派遣実施決定通知書を受けた後に、申請事項を変更しようとする場合は、事前に市長と協議の上、横浜市空家活用の専門相談員派遣変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合は提出を省略することができる。
- 2 市長は、前条第1項の規定における申請が適当であると認めた場合は、横浜市空家活用の専門相談員派遣変更実施決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。
  - 3 市長は、第1項に定める書類の提出期限等を別に定めることができる。

#### （申請の取下げ）

- 第8条 申請者が、第5条第4項における横浜市空家活用の専門相談員派遣実施決定通知書を受けた後に、派遣を取下げしようとする場合は、事前に市長と協議の上、横浜市空家活用の専門相談員派遣取下届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に定める書類の提出期限等を別に定めることができる。

#### （派遣決定の取消し）

- 第9条 市長は、次の各号に該当するときは、本要綱における専門相談員の派遣を取り消すことができる。
- (1) 横浜市空家活用の専門相談員派遣取下届（第6号様式）の申請を受けたとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により専門相談員の派遣の通知を受けたとき。
  - (3) 本事業を当該事業以外の用途に使用したとき。
  - (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、専門相談員の派遣を取り消すことを決定したときは、横浜市専門相談員派遣取消通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

#### （派遣に要した費用の返還）

- 第10条 市長は、前条の規定により専門相談員の派遣を取消しした場合において、当該派遣に係る費用が既に発生しているときは、期限を定めて、その派遣にかかる費用の返還を命じることができる。

#### （状況報告）

- 第11条 専門相談員は、派遣の結果を、報告書等により速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、必要があると認める場合は、本事業の遂行の状況に関し、申請者から報告を求めることができる。

#### （その他）

- 第12条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（申請先）

横浜市長

申請者 住 所  
連 絡 先  
氏 名

横浜市空家活用の専門相談員派遣利用申請書

横浜市空家活用の専門相談員派遣事業について、相談員の派遣を次のとおり申請します。

1 希望する専門家団体等

2 相談したい内容

3 希望する派遣実施日時

第1希望 年 月 日 時  
第2希望 年 月 日 時  
第3希望 年 月 日 時

4 希望する派遣場所

5 添付書類（欄に✓を入れること）

(1) 空家の所有者等の場合

- 所有者を証するもの  
 その他市長が必要と認めるもの

(2) 活動団体の場合

- 活動団体を証するもの  
 その他市長が必要と認めるもの

6 その他

- 「横浜市空家活用の専門相談員派遣事業実施要綱」の定めに従います。

（注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

住 所

氏 名 様

横浜市長

横浜市空家活用の専門相談員派遣実施決定通知書

年 月 日に横浜市空家活用の専門相談員派遣利用申請のありました横浜市空家活用の専門相談員派遣事業について、次のとおり実施することと決定したので通知します。

1 派遣する専門家団体等

2 派遣実施日時

3 派遣条件

「横浜市空家活用の専門相談員派遣事業実施要綱」の定めに従うこと。

担当

電話

メール

住 所

氏 名 様

横浜市長

横浜市空家活用の専門相談員派遣不実施決定通知書

年 月 日に横浜市空家活用の専門相談員派遣利用申請のありました横浜市空家活用の専門相談員派遣事業については、実施しないことと決定したので通知します。

不実施の理由

担当

電話

メール

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住 所  
連 絡 先  
氏 名

横浜市空家活用の専門相談員派遣変更申請書

年 月 日 第 号により横浜市空家活用の専門相談員派遣実施決定通知のありました  
横浜市空家活用の専門相談員派遣事業に係る事項について、次のとおり変更したいので申請します。

1 変更の内容

2 変更時期

3 変更の理由

（注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

横浜市長

横浜市空家活用の専門相談員派遣変更実施決定通知書

年 月 日に横浜市空家活用の専門相談員派遣変更申請のありました横浜市空家活用の専門相談員派遣事業について、次のとおり実施することと決定したので通知します。

1 派遣する専門家団体等

2 派遣実施日時

3 派遣条件

「横浜市空家活用の専門相談員派遣事業実施要綱」の定めに従うこと。

担当

電話

メール



年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住 所  
連 絡 先  
氏 名

横浜市空家活用の専門相談員派遣取下届

年 月 日 第 号により横浜市空家活用の専門相談員派遣実施決定通知のありました  
横浜市空家活用の専門相談員派遣事業について、次のとおり取下げたいので申請します。

1 取下げの理由

2 添付書類（欄に✓を入れること）

横浜市空家活用の専門相談員派遣実施決定通知書（第2号様式）の写し

（注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

横浜市長

横浜市空家活用の専門相談員派遣取消通知書

年 月 日 第 号に横浜市空家活用の専門相談員派遣実施決定通知をしました横浜市空家活用の専門相談員派遣事業について、取り消したことを通知します。

1 取消しの理由

2 取消しの内容

担当

電話

メール